令和6年11月23日(土)在宅医療版BCP策定支援研修

# 大阪市生野区の連携型・地域BCP

医療法人葛西医院 訪問看護ステーションかっさい 在宅看護専門看護師 平山 司樹



訪問看護ステーションかっさい 在宅看護専門看護師 平山 司樹

## 大阪市生野区



- ・人口は約127万人。
- ・区人口の約22.2%が外国人。全国で最も外国人居住者の比率が高い行政区の一つで、その多くは在日韓国・朝鮮人。
- ・訪問看護ステーション数は33か所



## 生野区の連携型BCP

・2020年4月、新型コロナウイルス感染症発生の初期段階で連携型BCPを策定。

### 訪問看護ステーション 連携型 BCP

### はじめに

近年、全国各地で災害が相次いで発生しています。地震や台風による被害、豪雨による冠水・洪水等は記憶に新しく、現在流行している新型コロナウイルス感染症もその一つと言えます。そうした避けられない緊急事態に遭遇した際、訪問看護ステーションに課せられるのは、スタッフを守り、組織への損害を最小限に止め、利用者様・家族様を含む地域住民へのケアを維持させることです。そのような事業継続のための計画(包括型 BCP)を、ナース会の会員が一丸となり策定し、災害を見据えた備えを行っていく必要がある。

	内容					
BCP とは	BCP(事業継続計画)とは、業務に支障を来し得る緊急事態が発生した際に、事業者が損害を最小限に抑えつつ業務を続行するための対応策である。また、災害などが発生して事業継続が危機的状況に陥った際に、より重要な業務への影響を最小限に抑え、最重要業務の中断を余儀なくされても、できる限り迅速に業務を再開できるように、そのための復旧対策の手立てを事前に策定しておく計画ともいえる。  ③許容限界以上のレベルで事業を継続させる 事後(初動対応&BCP対応)  ②許容される期間内に操業度を復旧させる  ②自体 第一次					
	資料:内閣府(防災担当)ホームページ					
日頃からの備え	1. 機関型 BCP の作成					
	各ステーションで機関型 BCP を策定しておく。平時からリスクアセスメントを					
	行い、BCPを備えておくことにより、被害軽減に、ひいては、組織のレジリエン					
	スを高める効果がある。					

### 連携型 BCP

	2. 情報の共有と連携					
	地域の訪問看護連絡会や防災会議に参加し、情報の共有及び連携体制(顔の					
	見える関係)をつくっておく。					
	3. 防災会議への参加					
	担当地域の防災会議に参加し、地域の役員や自治会長と顔合わせを行					
	問看護師に出来る事と地域のニーズを擦り合わしておく。同時に、地域住民へ					
	防災の啓発を行う。					
報酬の取り扱いに	緊急加算などの 1 ステーションのみ算定可能な加算は、災害により訪問看護					
ついて	の提供が困難となるステーションが算定する。協力ステーションは、訪問によ					
	る報酬と特別管理加算など 2 ステーション算定可能な加算を算定するものと					
	する。					
利用者と家族への	災害等の理由で訪問看護が提供できなくなった際は、速やかに利用者様と家					
説明と同意	族様へ説明を行う。訪問看護が必要な利用者様及び訪問を希望された利用者					
(個人情報の取り扱	様へは、連携型 BCP について説明を行い、その間、協力ステーションにより訪					
いについて)	問看護が利用できることを説明する。口頭での同意を得て、情報共有ツールへ					
	情報を共有する。					
	協力ステーションは、その利用者様と新規利用と同様の手順で契約書・重要事					
	項説明書・個人情報取り扱い同意書を交わし訪問看護が開始となる。					
ステーションの	☆各ステーションでの事前準備					
事前準備として	・トリアージ					
	訪問看護が必要な利用者を事前にトリアージし、手順書を準備しておく。					
	トリアージの方法(3 段階のトリアージを行う)					
	1. 絶対に訪問が必要の利用者					
	2. 訪問回数を減らすことのできる利用者					
	3. 訪問を先延ばしできる利用者					
連絡方法	・災害により、通常の訪問看護サービスの提供が困難になったステーションが、					
	以下の情報を情報共有ツールを用いて共有する。					
	(被災状況、訪問が必要な利用者数・情報、通常訪問が可能となる目途等)					
連携会	6 カ月に 1 回(連絡協議会の後に)集まり、連携の強化を図る。					
	I.					

### 連携体制

○○ステーション、○○ステーション、○○ステーション

### 報告の手順

日頃からの備え (機関型 BCP、トリアージ、情報の統括、区役所との情報共有や連携)



災害により、通常の訪問看護サービスの提供が困難になった ステーションが、情報共有ツールへ情報を発信する

・基本情報やケア の手順書、注意点 などを協力する 各ステーションへ 送付する。

支援が必要な利用者様を各協力ステーションへ振り分け、情報共有ツール へ情報を発信する。



ケアマネジャー へ、ケアプラン 作成等の依頼

- ・振り分けられた利用者の情報を確認する。
- ・利用者の情報をもとに、必要な機関(主治医やケアマネ)に連絡し、訪問看護指示書やケアプランの作成を依頼する。
- ・手順書や注意点などをもとに、利用者宅 へ訪問する。

各種機関の連絡は、協力ステーションが行うが、災害にて被災したステーションが対応可能であれば実施する。

### 訪問看護相互支援 協力訪問看護ステーション登録申請書

災害、新興・再興感染症等発生時の○○地域訪問看護ステーション相互支援への登録申請をします。

記入日:	年	月	日		
事業所名					
管理者氏名					
住所					
電話					
FAX					
アドレス					

## 協力条件 対応可能人数

訪問可能エリア							
			対応可	J能な事			
24 時間対応	可	•	不可	人工呼吸器	可	•	不可
小児疾患	可	•	不可	気管切開管理	可	•	不可
精神疾患	可		不可	留置カテーテル管理	可		不可
疼痛管理	可		不可	看取り	可	•	不可
ストマ管理	可	•	不可	経管栄養管理	可	•	不可
点滴·注射	可	•	不可		可		不可
/##.#V							

## 生野区の地域BCP

令和5年3月1日

災害発生時における医療救護等 に対するいくの区訪問看護事業 所連絡会の活動協力についての 覚書を締結



トップページ > 防災・防犯 > 防災情報

いくの区訪問看護事業所連絡会と災害発生時における医療救護等に関する覚書を締結しました!

## いくの区訪問看護事業所連絡会と災害発生時における医療救護等に関する覚書を締結しました!

ページ曲号:594087 2023年3月2日

生野区役所は、いくの区訪問看護事業所連絡会と「災害発生時における医療救護等に対するいくの区訪問看護事業所連絡会の活動 協力についての覚書」を令和5年3月1日に締結し、生野区役所で締結式を行いました。

本党書締結により、いくの区訪問看護事業所連絡会は、災害発生時における避難所への支援や、生野区保健福祉班と連携した医療 救護の実施、またそれらを円滑に行えるよう平常時における避難行動要支援者への支援方法の検討や防災訓練への参加などを行うことと なり、区における医療救護体制の充実が図られます。



左から

ナースエコー訪問看護ST 管理者 立岩 典子さん 訪問看護STかっさい 管理者 平山 司樹さん いくの区訪問看護事業所連絡会委員長 山口 優子さん 筋原生野区長

樹訪問看護ST 管理者 森川 由起美さん グリーン訪問看護ST 管理者 金 学範さん 生野区在宅医療介護連携相談支援室 岩佐 ミユキさん

#### 覚書内容

## 覚書

## 災害発生時における医療救護等に対する いくの区訪問看護事業所連絡会の活動協力についての覚書

大阪市生野区役所(以下「生野区役所」という)及びいくの区訪問看護事業所連絡会は、 災害発生時における医療教護等について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画において想定されている災害(地震、風水害等異常な 自然現象又は大規模な火事等)若しくは事故災害(海上、航空、道路、鉄道等)が発生し 大阪市生野区災害対策本部が設置されることが予測される場合に、災害発生時の初期段 階における生野区内の医療救護の万全を期するため、生野区役所が行う医療救護に対し て、いくの区訪問看護事業所連絡会のうち協力可能な職員により実施する医療救護活動 への協力並びに災害時及び災害への備えに際しての避難行動要支援者への支援について 必要な事項を定める。
- 2 いくの区訪問看護事業所連絡会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、生野区役所が指定している拠点救護所における医療救護活動への協力を行う。この場合のいくの区訪問看護事業所連絡会の協力は民法第698条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、いくの区訪問看護事業所連絡会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける、一定数を確保する等の義務を負うものではない。
- 3 いくの区訪問看護事業所連絡会が行う上記の医療救護活動協力及び同経費については、 関係法令に準じて清算を行う。
- 4 生野区役所及びいくの区訪問看護事業所連絡会は、災害時及び災害への備えに際して の避難行動要支援者への支援について互いに協力してこれを行う。ただし、いくの区訪問

看護事業所連絡会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける、一定数を確 保する等の義務を負うものではない。

- 5 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
- 6 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間の終了前30日までに、別段の意思表示がないときは、更に1年間延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上各1通を保有する。

令和5年3月1日

大阪市生野区勝山南三丁目1番19号

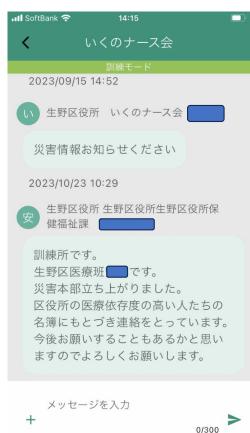
大阪市生野区長 筋原 章博

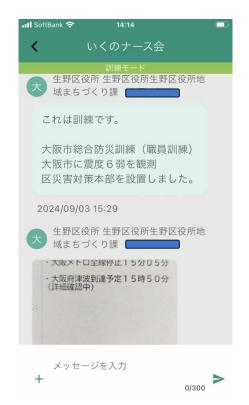
大阪市城東区東中浜五丁目9番4号

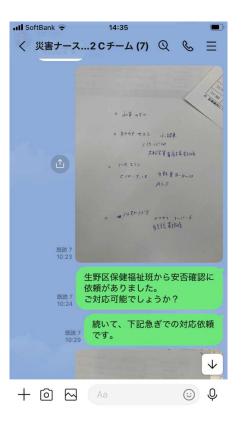
いくの区訪問看護事業所連絡会

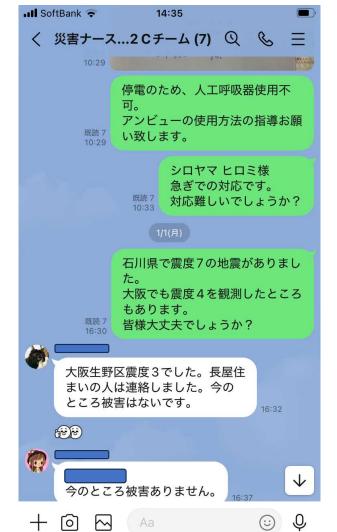
委員長 山口 優子

## 生野区の防災訓練





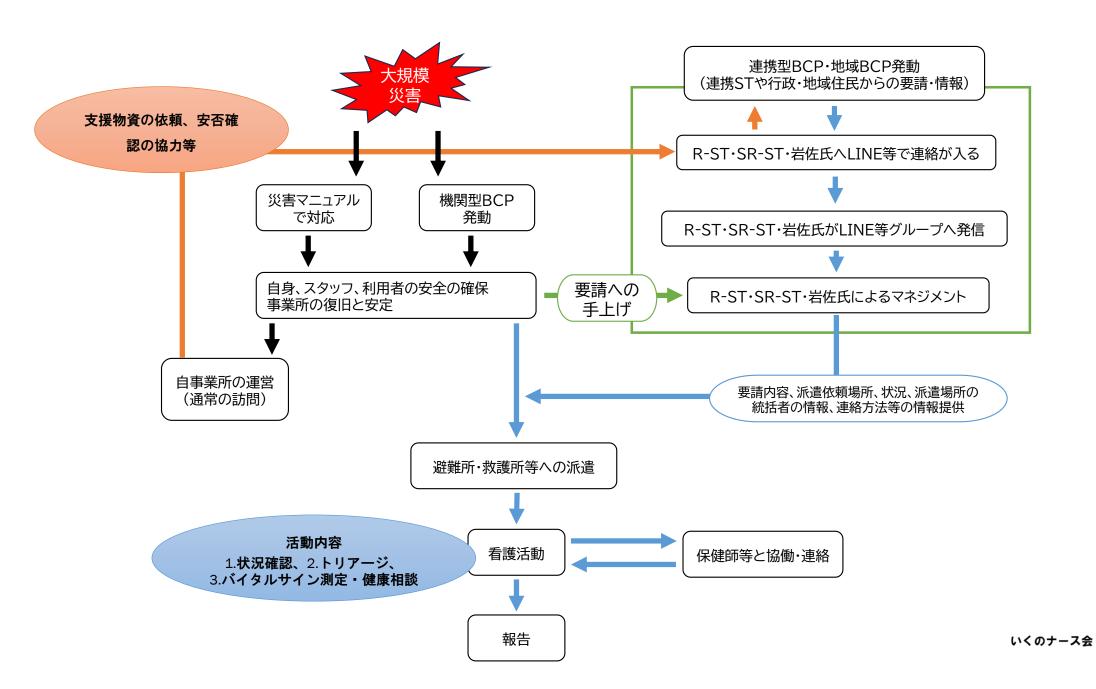




# 生野区の防災訓練











アドレス: kango@kassai-st.com

電話番号: 06-6224-7148

544-0003



大阪市生野区小路東6-2-9